

聖籠町告示第三十号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱の一部改正）

第一条 聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱（平成十三年聖籠町告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（第二条関係）（裏面）中「障害者」を「障害者」に改める。

（聖籠町障害者相談支援事業実施要綱の一部改正）

第二条 聖籠町障害者相談支援事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「自立した」を「基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」に改める。

（聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正）

第三条 聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、

「知的障害者(児)及び精神障害者」を「知的障害者(児)、精神障害者及び難病患者等」に改める。

第三条に次の一号を加える。

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上である者

第八条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式第一号中

障害名	障害等級
施設入所、入院している(施設名:)	していない

を「

障害名	障害等級
※患者名 施設入所、入院している(施設名:)	していない
<small>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患を記載のこと)</small>	

に改め、「

該当する所得区分	生活保護・低所得1・低所得2・一般・一定所得以上
----------	--------------------------

を

「該当する所得区分

生活保護・低所得・一般・一定所得以上

」に改め

る。

(聖籠町手話奉仕員等派遣事業実施要綱等の一部改正)

第四条 次に掲げる告示の規定中「障害者自立支援法」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 聖籠町手話奉仕員等派遣事業実施要綱(平成十九年聖籠町告示第三号)第一条

二 聖籠町障害者移動支援事業実施要綱(平成十九年聖籠町告示第五号)第一条及び第九条

三 聖籠町地域活動支援センター事業及び地域活動支

- 援センター機能強化事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第六号）第一条
- 四 聖籠町訪問入浴サービス事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第七号）第一条
- 五 聖籠町更生訓練費給付事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第八号）第一条
- 六 聖籠町施設入所者就職支度金給付事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第九号）第一条
- 七 聖籠町生活サポート事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第十号）第一条
- 八 聖籠町自動車運転免許取得助成事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第十一号）第一条
- 九 聖籠町自動車改造等助成事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第十二号）第一条
- 十 聖籠町日中一時支援事業実施要綱（平成二十一年聖籠町告示第三十二号）第二条第三項及び第九条
- 十一 聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱（平成十九年聖籠町告示第三十一号）第一条及び第八条
- 十二 聖籠町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録に関する要綱（平成十八年聖籠町告示第七十三号）第一条

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。